

輪之内わくわくクーポン券取扱店募集要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者への経済対策及び町民への生活支援対策を目的として全町民に配布するクーポン券の事業において、クーポン券の取扱店を募集する。

2 取扱店資格・条件

下記のいずれかに該当するものとする。

- (1) 輪之内町内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所
- (2) 地域活性化に資するイベント等を町内で実施する、町内に事務局のある実行委員会等（クーポン券使用場所はイベント会場とする）

ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法第 122 号）第 2 条に規定するもの、又はこれに類するもの。
- ・法令又は公序良俗に反するもの。

3 申込方法

「輪之内わくわくクーポン券取扱店登録申込書」（別紙 1）に所定の事項を記入し、役場産業課に提出するものとする。実行委員会等が申請する場合（2 取扱店資格・条件の(2)に該当）は、組織の規約やイベント実施内容を添付する。取扱店登録料は無料とする。申込は、直接持参、郵送又は FAX で受け付ける。

4 申込期限

令和 4 年 6 月 23 日（木）までとする。

上記申込期限内に申込手続きを完了した店舗は、町ホームページで案内・周知するとともに、クーポン券に同封する取扱店一覧（チラシ）に記載する。

申込期限を過ぎて申込があった場合は、受け付けるが取扱店一覧（チラシ）

には記載しない。

5 クーポン券の概要

- (1) クーポン券の発行総額は、約 4,700 万円
- (2) クーポン券は、額面 500 円券 10 枚の 5,000 円分を 1 セットとして、令和 4 年 7 月 1 日現在、町に住民登録のある全町民に配布する。
- (3) 取扱店は、クーポン券を持参した消費者に対し、令和 4 年 8 月 6 日(土)～令和 5 年 1 月 15 日(日)の間に限り、券面記載額に相当する物品の販売または役務の提供を行う。
- (4) つり銭は出さないものとする。
- (5) クーポン券の表紙は抽選会で使用するため消費者に返却する。
- (6) いかなる理由があろうとも、有効期限が終了したクーポン券は使用できない。
- (7) クーポン券の使用対象外となる物品又は役務は次のとおりとする。
 - ①不動産・金融商品の購入等、明らかに資産形成につながり、消費の下支えとは言いがたい出資等
 - ②債務の支払い
 - ③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ④たばこ
 - ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ⑥税金や保険料の支払い等
 - ⑦電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK 受信料等の公共料金
 - ⑧その他本事業の趣旨にそぐわないもの

6 クーポン券の換金

- (1) 取扱店の換金手数料は無料とする。
- (2) 換金は、毎月 10 日、25 日の 2 回(該当日が役場休業日の場合はその前日)の銀行振込とする。町は、別記 1 のスケジュールに従って、クーポン券に記載された金額を取扱店の登録口座に入金する。
- (3) 1 つの換金申込期間につき 1 回の換金申込を原則とする。
- (4) クーポン券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該クーポン券及び指定の「輪之内わくわくクーポン券換金申込書」(別紙 2)を役場産業課に提出する。

- (5) 換金の請求は、令和4年8月8日（月）～令和5年1月31日（火）までとする。この期間を過ぎたものは、いかなる理由の場合も一切換金に応じない。

7 注意事項

取扱店は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関して虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 町が配布するクーポン券取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) クーポン券の利用を想定して、通常価格よりも高い価格を設定する等、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 偽造されたものと判別できるクーポン券が持ち込まれた場合または、不正に使用されたものであることが明らかな場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を町に報告すること。
- (5) 換金目的でのクーポン券の購入は行わないこと。
- (6) 自社の商品・サービスの購買に使用しないこと。
- (7) クーポン券の交換・譲渡・売買・再利用をしてはならない。
- (8) クーポン券を事業用支払い（商品の仕入れ代金等）に使用しないこと。
- (9) クーポン券の盗難・紛失または滅失について町は一切の責任を負わない。
- (10) 町は取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すことができる。